

令和3年4月26日

保護者様

大阪府立鳳高等学校
校長 田中 肇

緊急事態宣言下における教育活動等について

惜春の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、4月23日付けで大阪府を含む1都3府県が緊急事態措置を実施すべき区域と指定されたことを受け、第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、緊急事態措置に基づく府民への要請内容が決定されました。これらのことを踏まえ、大阪府教育庁より府立学校における教育活動について通知がありました。

つきましては、本校におきましても、通知の内容等を踏まえ、感染症対策を十分に行いながら、下記のとおり教育活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 基本方針（府教育庁通知）

- （1）感染症対策のさらなる徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態で教育活動を継続する。
- （2）感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- （3）新型コロナウイルス感染症に係る不安から登校しない児童生徒等に対しては、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。
なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安により登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障を行うことについて、改めて周知徹底を図る。
- （4）宿泊や府県間の移動を伴う教育活動は中止または延期とする。また、府内における校外での教育活動についても同様に中止または延期とする。
- （5）校内での学校行事等のうち、体育祭等感染リスクの高い活動については、中止または延期とする。
また、期間中における保護者等を招いての行事等は原則禁止とする。
- （6）部活動は原則休止とする。
- （7）児童生徒等に対して、不要不急の外出^{*1}及び都道府県間の移動は自粛するよう呼びかけるとともに、下校時において、生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。

※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

2 期間

令和3年4月25日（日）～5月11日（火） ※緊急事態措置の期間

3 基本方針を踏まえた本校における対応について

（1）学校行事について

① 4月30日（金） 授業公開

中止します。

② 5月6日（木） 定期健康診断

感染症対策を徹底した上で、予定通り実施します。

③ 5月7日（金） 遠足

全学年、延期します。

実施時期等については、感染状況や府教育委員会の通知等を踏まえて、検討します。

（2）部活動について

原則として休止します。

ただし、十分な感染症対策が講じられている公式な大会等については主催者による感染症対策を確認の上、参加可能です。また、中止することにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる発表会等は、校内での実施に限り実施可能とします。これらの場合、参加又は実施に向けての活動を例外的に認めます。ただし、参加を強制しないこと、感染症対策を十分に行うこと、活動時間は短時間にとどめること、下校時や公式戦会場等への移動時に生徒同士での飲食を行わないことなどを遵守することを条件とします。練習試合や合同練習は禁止です。

（3）感染症対策について

・基本的な感染症対策の徹底

マスク着用、手洗い又は手指消毒の徹底、換気の徹底

・食事時の飛沫飛散防止

食事前後の手洗い、机を向かい合わせにするなど近接した距離で食事を摂らない、食事中の会話を控える、食後のマスク着用など

・健康観察の徹底

毎日、登校前に必ず検温と健康観察を行ってください。また、発熱や風邪の症状がある等、体調が悪い時は、無理をして登校せず、自宅で休養に努めてください。登校後、体調の不調を確認した場合は、保護者の方に連絡の上、帰宅させる場合があります。

4 お願い

- （1）生徒本人が「PCR検査を受けた（予定も含む）場合」又は「濃厚接触者に特定された場合」は、必ず学校にご連絡ください。
- （2）新型コロナウイルス感染症の感染拡大による不安がある場合は、まず担任にご相談ください。欠席扱いとはせず、「出席停止・忌引等の日数」として扱います。
- （3）（1）又は（2）に該当する場合、オンライン等を活用して学習の支援を行います。
- （4）不要不急の外出、都道府県間の移動は自粛してください。

本件についてのお問合せは
電話 072-271-5151
本校教頭 端村まで